

令和5年度
第1回佐伯市児童館運営委員会
(抜粋)



期 日 : 令和5年7月4日(火)
時 間 : 13時30分~15時00分
場 所 : 佐伯市役所 6階 第2委員会室

～ 次 第 ～

| | | | |
|---|-----------------------|-----------------|-------|
| 1 | 開会 | | |
| 2 | 会長あいさつ | | |
| 3 | 課長あいさつ | | |
| 4 | 議事 | | |
| | (1) 令和4年度事業実績報告等について | | |
| | | 佐伯児童館 | 1 頁 |
| | | 蒲江児童館 | 1 1 頁 |
| | | 弥生児童館 | 1 9 頁 |
| | | 上浦児童館 | 2 9 頁 |
| | (2) その他 | | |
| 5 | 閉会 | | |
| | 添付資料 | | |
| | 佐伯市児童館条例 | | 3 9 頁 |
| | 「児童館ガイドライン」 | | 5 3 頁 |

佐伯市児童館運営委員会委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 団 体 | 備 考 |
|--------------------|-------|------------------|-----|
| 学識経験者 | 岩佐 礼子 | あまべ文化研究所代表 | |
| 主任児童委員 | 河野 照代 | 主任児童委員代表 | |
| 児童健全育成 団体代表 | 中山 美保 | 児童クラブ代表 | |
| | 高畠 貴子 | さいき読み聞かせ連絡協議会代表 | |
| | 池邊 麻美 | 母親クラブ代表 | |
| 教育関係者 代表 | 佐藤 英幸 | 佐伯市校長会代表(上野小学校長) | |
| | 曾宮 康生 | 佐伯市 PTA 連合会代表 | |
| 児童館が所在す る地区の代表者 | 寺次 久美 | 佐伯地区代表 | |
| | 大浜 正人 | 上浦地区代表 | |
| | 大和 三代 | 弥生地区代表 | |
| | 白岩 嘉峯 | 蒲江地区代表 | |

任期 令和3年7月 28 日から平成令和5年7月 27 日まで

事務局

| | | |
|--------|-------|--------|
| 佐伯児童館 | 塩月 美佳 | 佐伯児童館長 |
| 上浦児童館 | 河野 貴史 | 上浦児童館長 |
| 弥生児童館 | 植木 優子 | 弥生児童館長 |
| 蒲江児童館 | 木許 理恵 | 蒲江児童館長 |
| こども福祉課 | 宮田 耕一 | 課長 |
| こども福祉課 | 高治 留美 | 総括主幹 |
| こども福祉課 | 吉良 徳子 | 担当 |

市関係課

| | | |
|-------|--------|------|
| 学校教育課 | 染矢 京子 | 総括主幹 |
| 健康増進課 | 池田 真愉美 | 総括主幹 |

佐伯兒童館

2022年度 指定管理業務実施状況 および 利用状況報告書

佐伯市佐伯児童館

1 利用状況について

年間利用者数 : 7,013 人

登録者数 : 389 人

平均 24.18人

| | 乳児 | 1～3歳 | 4～6歳 | 小学 1～3 年生 | 小学 4～6 年生 | 中学生 | 高校生 | 保護者 | その他 | 合計 |
|-----|-----|------|------|-----------------|-----------------|-----|-----|------|-----|-------------|
| 4月 | 27 | 139 | 44 | 131 | 105 | 8 | 0 | 175 | 4 | 633 (0) |
| 5月 | 29 | 146 | 29 | 107 | 39 | 3 | 0 | 180 | 27 | 560 (0) |
| 6月 | 22 | 203 | 63 | 72 | 21 | 1 | 0 | 248 | 20 | 650 (0) |
| 7月 | 17 | 153 | 57 | 114 | 78 | 4 | 2 | 193 | 20 | 638 (0) |
| 8月 | 24 | 134 | 70 | 168 | 148 | 1 | 17 | 178 | 13 | 753 (0) |
| 9月 | 43 | 127 | 35 | 59 | 43 | 2 | 0 | 187 | 19 | 515 (0) |
| 10月 | 49 | 183 | 43 | 59 | 49 | 0 | 0 | 269 | 39 | 691 (0) |
| 11月 | 25 | 90 | 52 | 91 | 22 | 0 | 0 | 168 | 21 | 469 (0) |
| 12月 | 32 | 88 | 32 | 124 | 24 | 0 | 0 | 152 | 25 | 477 (0) |
| 1月 | 18 | 112 | 50 | 91 | 29 | 2 | 0 | 158 | 15 | 475 (0) |
| 2月 | 20 | 125 | 59 | 75 | 15 | 0 | 0 | 182 | 16 | 492 (0) |
| 3月 | 24 | 124 | 81 | 101 | 23 | 3 | 0 | 290 | 14 | 660 (0) |
| 合計 | 330 | 1624 | 615 | 1192 | 596 | 24 | 19 | 2380 | 233 | 7013 (0) |

※()は、放課後児童クラブに入会している児童の利用人数

2. 開館日数

| | | | | | |
|-----|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 25 | 23 | 26 | 24 | 26 | 22 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 25 | 24 | 24 | 23 | 22 | 26 |

年間開館日数 : 290 日

休館日 : 毎週 日 曜日
その他休館日(祭日 年末・年始)

3. 開館時間

9時 00分 ~ 18時 00分

4. 主な活動状況

(1) 児童に健全な遊び場を提供し、必要に応じ集団的、個別的な指導を行った活動

① みんなの世界

在宅乳幼児親子を対象に、毎週木曜日、季節のうたを歌ったり親子でのスキンシップやリトミック、絵本の読み聞かせ等を中心に実施した。また、毎月のお誕生会も実施した。

② ハンドメイドの日

佐伯市内のお店の方やハンドメイド作家さんを講師に、子育て中にはなかなか出来ない物作り体験を実施した。ママ向けと小学生向けで実施し、物作りの楽しさも実感した。

③ ランディさんと英語であそぼう

佐伯市在住の外国人を講師に、楽しみながら英語に触れてもらった。体験時は職員の日本語使用は禁止し、集中して英語を吸収していた。

単語やジェスチャーで伝わり、小学生も雰囲気ですぐ英語を理解している様子だった。

授業でも英語に触れる学年が早くなっているため、楽しく英語に触れることが出来た。

④ リズムジャンプ

県南では初めてリズムジャンプを実施した。運動機能や身体機能は3歳から一気に上がり、3歳までにいろんな動きを体験し、土台を作ることが大切。その体験の一つとして実施した。お家では出来ない専門の講師を招き、楽しく親子で身体を動かした。

(2) 母親クラブ、児童クラブその他の児童の健全な育成を目的とする団体の活動の育成、及び助長の活動

① 子育てサロン『スリングの輪』

子育てサロンの活動場所の提供や、当日の会場設置のサポート等を行った。

② 伝承教室

茶道・いけばな教室の活動場所の提供や、運営のサポートを行った。

また地域の方々を招き、地域交流茶会を開催した。その際、児童館は子どもが行くところという地域の方々の意識に、児童館としての課題を見つけることが出来た。

(3) その他取り組んだ活動 ※研修会や講演会等

① 食生活アドバイザーによる腸活のおはなし

佐伯市在住の方を講師に、腸活について・食についてのお話をいただいた。

腸内を整えるとどんな変化が現れるのかを、実体験をもとにお話ししたり、佐伯では有名な麴を使った発酵食品についてや添加物のお話もいただいた。

後半の個別質問では、子どもの便秘の事やアレルギーについての話もしていた。

② 乳幼児救急法

毎年行っている乳幼児救急法。保護者から、『熱性けいれんを体験してとても怖かった。』と話があり、救急救命士の方から熱性けいれん発症時の対応について講話を受けた。

子どもは体調の変化が起きやすいため、遠慮なく救急に電話をして欲しいという言葉に、保護者も安心した表情が見られた。

5. 運営委員会での指摘事項等があればその状況について

令和 4 年度 佐伯市佐伯児童館事業報告 (年間)

| 月 | 日 | 事業名 | 内容 | 対象者 | 参加予定人数 | 参加人数 | ガイドライン |
|----|--------------------|--|---|---------------|--------|--------------|----------------------|
| 4 | 4 | 交通安全教室 | 交通安全協会の方の指導で行った。交通ルール。 | 乳幼児親子 ～小学生 | 15名 | 6名 | ⑤子育て支援の実施 他⑥ |
| | 7 | 青空児童館 | 児童館近くのひまわり公園へ出かけ、宝探しや異年齢で自由に開放的に遊んだ。中学生も参加してくれ、思い切り走り回って遊べた。 | 乳幼児親子 ～小学生 | 15名 | 19名 | ①遊びによる子どもの育成 他⑤⑥ |
| 5 | 9 | れい子先生とリトミック | 親子で熊谷れい子先生のリトミックを楽しんだ。身近な日用品を使って活動したり、躰や社会性についてのお話をしていた。 | 乳幼児親子 | 10組 | 6組 | ①遊びによる子どもの育成 他⑤ |
| | 11・18 | シャボン玉であそぼう | 11日は雨天の為中止。18日は天気も良く、始まりから最後まで遊ぶ子や手で液を触って遊ぶ子もいた。 | 乳幼児親子 | 延30名 | 19名 | ①遊びによる子どもの育成 他⑤ |
| | 24 | 保健師・栄養士さんのおはなし | 個別の方が相談しやすいようで、ママたちから進んで保健師さんや栄養士さんに声をかけていた。 | 乳幼児親子 | 8組 | 4組 | ①遊びによる子どもの育成 他⑤ |
| | 28 | いもの苗植え | 塩屋寿楽会のみなさんと一緒に交流しながら行った。今年は紅はるか・紅あずまの2種類を植えた。 | 全般 | 30名 | 31名 | ⑤子育て支援の実施 他⑥⑦ |
| | 28 | 花の苗植え | 花の苗を支給していただき、いもの苗植え後にプランターや花壇に苗を植えた。 | 乳幼児親子 ～小学生 | 15名 | 8名 | ⑥地域の健全育成の環境づくり |
| 30 | 避難訓練 (長島防災高台見学) | 長島防災高台の見学予定だったが、雨の為、館内で講話をしていただいた。保護者から質問もあり、良い学びとなった。 | 乳幼児親子 | 10組 | 4組 | ⑤子育て支援の実施 他⑥ | |
| 6 | 6・7・8 | 季節の製作 | 紙コップを使い、ぴよんと跳ねるカエルを制作した。 | 乳幼児親子 | 20組 | 14組 | ⑤子育て支援の実施 |
| | 13 | 乳幼児救急法 | 救急救命士の方より、心肺蘇生法やけがの応急処置の方法などを指導してもらった。一般の方の参加もあった。 | 乳幼児親子 | 8組 | 7組 | ⑤子育て支援の実施 第7章 |
| | 27 | ハンドメイドの日 | うすき生花店さんを講師に、フラワーアレンジメントを行った。生花を扱ってのアレンジメントは初めての方が多く、同じ花材でも全く違う作品が出来ていた。 | 乳幼児親子 | 5組 | 5組 | ⑤子育て支援の実施 |
| 7 | 4 | 七夕製作&七夕会 | 親子で七夕製作をし本物の笹に飾った。パネルシアターや職員の出し物など七夕の雰囲気を楽しんだ。 | 乳幼児親子 | 10組 | 7組 | ①遊びによる子どもの育成 他⑤ |
| | 8・13 | 水あそび | 幼児用プール4種類を出し遊んだ。深さなども子どもたちにちょうど良く、とても喜んでた。また、日よけカーテンも張り、影が出来て保護者も子どもも過ごしやすいかった。 | 乳幼児親子 | 延15組 | 17組 | ①遊びによる子どもの育成 他⑤ |
| | 26 | 防災学習会 | 防災危機管理課の方と女性防災士の方による講話を行った。最後には防災のダンスもみんなで踊り楽しく学べた。 | 乳幼児親子 ～小学生 | 15名 | 9名 | 第7章 子どもの安全対策・衛生管理 |
| 8 | 7/21 ～8/24 | 夏休みの製作 | 身近にある材料で、工作やおもちゃなどを作った。15種類の制作を準備した。 | 小学生 | 延50名 | 延145名 | ①遊びによる子どもの育成 他⑦ |
| | 6 | 非常持ち出しリュックの確認 | 非常持ち出しリュックの中身の使用期限や賞味期限などを確認。必要・不必要、足すものなどを改めて話し合った。 | 小学生 | 15名 | 8名 | 第7章 子どもの安全対策・衛生管理 他③ |
| | 8 | ランディさんと英語であそぼう | 飛び入り事業。カナダ出身の外国人講師を招き、会話は全て英語やジェスチャーで行った。遊びを取り入れながら発音の練習なども行っていた。 | 小学生 | 10名 | 8名 | ①遊びによる子どもの育成 他③⑦ |
| | 10 | 運動遊び | 講師を招き、身体をたくさん使って楽しむプログラムを実施。思い切り動いて楽しんだ。ボランティアも参加した。 | 小学生 | 15名 | 10名 | ①遊びによる子どもの育成 |
| | 18 | 福祉体験 | 高齢者疑似体験を行った。器具を着けて歩いたりして、思うように動けないことを学んだ。 | 小学生 | 15名 | 9名 | ⑥地域の健全育成の環境づくり |
| | 19 | ハンドメイドの日 | 小学校高学年を対象に、レジンでシャカシャカキーホルダー作りを体験した。1から自分で決めて作っていた。 | 小学生 (高学年) | 5名 | 5名 | ①遊びによる子どもの育成 |
| | 24 | ミニミニおたのしみ会 | 簡易プールに氷を準備し、カップですくったり投げたり身体にかけたりして楽しんだ。また、ヨーヨー釣りやくじなどもして、夏祭り気分も楽しんだ。 | 乳幼児親子 ～小学生 | 20名 | 18名 | ①遊びによる子どもの育成 |
| 9 | 5・7・8 | 季節の制作 | 保護者からのリクエストがあり、昨年度同様、スクラップブックングを実施した。自由にレイアウトして、迷いながらも素敵な敬老の日の作品が出来ていた。 | 乳幼児親子 | 20組 | 15組 | ⑤子育て支援の実施 |
| | 9 | 総合訓練 | 火災を想定し、総合訓練を行った。水消火器の体験も親子でした。 | 乳幼児親子 | 10組 | 1組 | 第7章 子どもの安全対策・衛生管理 他⑤ |
| | — | 消防署見学 | コロナ感染拡大に伴い、見学中止。 | 乳幼児親子 | 10組 | — | 第7章 子どもの安全対策 他⑤ |

| | | | | | | | |
|----|----|---------------------|--|------------|-------------|-----|------------------|
| 10 | 3 | リズムジャンプ | 県南初のリズムジャンプ実施。リズムに合わせて歩いたりジャンプしたりして、運動能力の土台作りを体験した。 | 乳幼児親子 | 16名 | 16名 | ①遊びによる子どもの育成 他⑤ |
| | 14 | 助産師 福嶋すみ子さんのおはなし | 助産師の福嶋さんを講師に、ママたちの悩みや体のこと、添加物の話などをした。 | 乳幼児親子 | 8組 | 5組 | ⑤子育て支援の実施 |
| | 22 | いもほり会 | 塩屋寿楽会のみなさんに協力していただき、今年は2種類のお芋を収穫した。 | 全般 | 50名 | 55名 | ⑤子育て支援の実施 他⑥⑦ |
| | 27 | 親子ミニ運動会 | 在宅保育の親子を対象に行った。人数を制限しながら、親子で競技を楽しんだ。主任児童委員のみなさんにお手伝いいただいた。 | 乳幼児親子 | 40組 | 34組 | ⑤子育て支援の実施 他⑦ |
| | 29 | つくしの会のみなさんといもほり交流 | 飛び入り交流事業。木立地区にあるつくしの会のみなさんが管理している畑のさつまいもを掘らせていただいた。 | 全般 | 18組 | 18組 | ⑤子育て支援の実施 他⑦ |
| 11 | 2 | 花の苗植え | 来館者おらず、職員で植えた。 | 乳幼児親子～小学生 | 15名 | — | ⑥地域の健全育成の環境づくり |
| | 7 | れい子先生とリトミック | 親子で熊谷れい子先生のリトミックを楽しんだ。ママ向けには脳の発達についても話していただいた。 | 乳幼児親子 | 10組 | 7組 | ①遊びによる子どもの育成 他⑤ |
| | 10 | 青空児童館 | 児童館近くのみまわり公園へ出かけた。広い公園でたくさんお散歩したり、お土産さがしなど行った。 | 乳幼児親子 | 10組 | 2組 | ①遊びによる子どもの育成 他⑤⑥ |
| | 12 | 地域交流茶会 | 佐伯児童館伝承教室の茶道教室のみなさんと共催で、地域の方を招き、気軽にお茶を楽しんでもらった。 | 全般 | 50名 | 28名 | ⑥地域の健全育成の環境づくり |
| | 28 | ハンドメイドの日 | 昨年度延期となっていた編み物作家さんを講師に、シュシュ作りをした。編み物初体験のママが多く、難しかったようだ。 | 乳幼児親子 | 5組 | 5組 | ⑤子育て支援の実施 |
| 12 | 8 | ハンドメイドの日 | しめ縄づくりを行った。ドライフラワーや木の実など、自然の物をたくさん使って作品を仕上げていた。 | 乳幼児親子 | 5組 | 5組 | ⑤子育て支援の実施 他⑦ |
| | 22 | クリスマス会 (乳幼児親子対象) | 東地区公民館を会場に、児童館職員の出し物や、読み聞かせ団体による紙芝居、木馬の会のみなさんによる人形劇などを親子で楽しんだ。 | 乳幼児親子 | 30組 (当初25組) | 22組 | ⑤子育て支援の実施 他⑥⑦ |
| | 24 | クリスマス会 (小学生対象) | かがく手品&人形劇、ゲームや積み木で遊んだ後、お菓子釣りやお菓子引きなどを楽しんだ。 | 小学生 | 15名 | 15名 | ①遊びによる子どもの育成 他⑦ |
| | 28 | みんなで大掃除 | たくさん遊んだ児童館を、当日来館しているみんなで大掃除をし、新年を迎える準備をした。 | 全般 | 15名 | 4名 | ⑥地域の健全育成の環境づくり |
| 1 | 28 | 避難訓練 | 地震津波を想定し、長島防災高台へ歩いて避難した。防災危機管理課の方に高台の設備について説明してもらった。 | 乳幼児親子～小学生 | 15名 | 7名 | 第7章 子どもの安全対策 他⑤ |
| 2 | 2 | 節分製作&豆まき会 | 親子で鬼のお面を製作した。その後、登場した赤鬼を退治し、節分の雰囲気を楽しんだ。 | 乳幼児親子 | 10組 | 8組 | ⑤子育て支援の実施 他① |
| | 6 | 総合訓練 | 火災を想定し、児童館庭へ避難した。 | 乳幼児親子 | 10組 | 1組 | 第7章 子どもの安全対策 他⑤ |
| | 27 | 食生活アドバイザーによる腸活のおはなし | 地元の方を講師に、腸内環境の大切さを学んだ。佐伯で有名な麴の話もしていただいた。 | 乳幼児親子 他保護者 | 8組 | 3組 | ⑤子育て支援の実施 |
| 3 | 2 | おひなさま制作 & ひなまつり会 | おひなさま飾りを制作をし、ひなまつりのパネルシアターを楽しんだ。 | 乳幼児親子 | 20名 (当初10組) | 16名 | ⑤子育て支援の実施 他① |
| | 6 | みき先生のベビータッチ | 講師を招き、親子の触れ合いをメインにした体操を体験した。 | 乳幼児親子 | 5組 | 6組 | ⑤子育て支援の実施 |
| | 8 | ハンドメイドの日 | ポーセラーツ体験。今回はケーキ皿2枚を作った。初めて体験する方ばかりだったが、素敵なお皿が出来ていた。また作りたいたいと早速リクエストがあった。 | 乳幼児親子 | 5組 | 3組 | ⑤子育て支援の実施 |
| | 16 | お別れ会 | お引っ越しするお友だちや、4月から保育園や幼稚園に通い始めるお友だちのお別れ会を行った。 | 乳幼児親子 | 10組 | 4組 | ⑤子育て支援の実施 |
| | 18 | 百人一首大会 | 恒例となった百人一首大会。低学年ばかりだったが、とても盛り上がっていた。 | 小学生 | 15名 | 6名 | ①遊びによる子どもの育成 |
| | 27 | 避難訓練 & 青空児童館 | 地震津波を想定し、城山三の丸まで避難した。非常食のアルファ化米やパンの缶詰、カンパン(氷砂糖)やビスコの試食をした。 | 小学生 | 15名 | 5名 | 第7章 子どもの安全対策 他⑥ |
| | 30 | お楽しみ会 | ゲームやビンゴ、お菓子のつかみ取りをした。卒業生もいたので、中学校で頑張りたいことを発表してもらった。 | 小学生 | 15名 | 13名 | ①遊びによる子どもの育成 他③⑥ |

※児童館ガイドライン参考資料

【第4章】児童館の活動内容

- ①遊びによる子どもの育成 ②子どもの居場所の提供 ③こどもの意見を述べる場所の提供 ④配慮を必要とする子どもへの対応
 ⑤子育て支援の実施(1. 保護者の子育て支援 2. 乳幼児支援 3. 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取り組み 4. 地域の子育て支援)
 ⑥地域の健全育成の環境づくり ⑦ボランティア等の育成と活動支援 ⑧放課後児童クラブの実施と連携

【第7章 子どもの安全対策・衛生管理】

【第8章 家庭・学校・地域との連携】

令和 4 年度 佐伯市佐伯児童館事業報告 (通年)

| 事業名 | 内容 | 実施回数 | 対象者 | 参加予定人数 | 参加人数 | ガイドライン |
|--------------------------|---|-------------|----------------|-----------------|----------------|----------------------|
| みんなの世界 | 親子のふれあいを目的にリトミックや体操、絵本に親しんだ。 | 毎週木曜 28回 | 乳幼児親子 | 1回 7組 | 延 161組 | ⑤子育て支援の実施(1,2) 他① |
| ぼくらの世界 | 積み木に触れ、創造活動を行いながらお友だちとの交流を行った。 | 10回 | 幼稚園児 | 年間申込 5名 | 延 42名 | ⑤子育て支援の実施(2) 他① |
| 積み木の日 | 積み木に触れながら親子で自由に遊んだ。親子で話しながら遊ぶ姿も多くみられた。 | 9回 | 乳幼児親子 | 1回 5組 | 延 26組 | ①遊びによる子どもの育成 他③ |
| 積み木の日(小学生) | 行事の無い土曜日に積み木を出し遊んだ。 | 3回 | 小学生 | 1回 10名 | 延 17名 | ①遊びによる子どもの育成 他②③ |
| レゴの日(小学生) | レゴを出し自由に遊ぶ。作品は玄関に飾った。 | 20回 | 小学生 | 1回 15名 | 延 68名 | ①遊びによる子どもの育成 他②③④ |
| 親子スキンシップ | 親子で体をたくさん使って、遊びながら体を上手に使えるよう促していった。 | 10回 | 2歳以上親子 | 1回 7組 | 延 48組 | ⑤子育て支援の実施(1,2) 他① |
| 移動児童館 | 新型コロナウイルス感染予防の為、活動中止。制作レシピ集を作り、対象の小学校の長子に配布した。 | — | 小学生 (幼稚園含む) | 平均 30名 | — | ①遊びによる子どもの育成 他⑦⑧ 第8章 |
| プラ板制作 | 自由に絵を描き、プラ板を作る。 | 10回 | 小学生 | 1回 15名 | 延 78名 | ①遊びによる子どもの育成 他③ |
| カプラの日 | 遊ぶ小学生が少なかった。 | 30回 | 小学生 | 1回 15名 | 延 26名 | ①遊びによる子どもの育成 他②③ |
| トミカの日 | 地域の方々から頂いたトミカで、自由に遊びながらお友だちとの交流を行った。徐々に参加者も減少した。 | 毎週火曜 33回 | 乳幼児親子 | 1回 5組 | 延 62組 | ①遊びによる子どもの育成 他⑤ |
| 絵本の読み聞かせ 【読み聞かせ連絡協議会】 | 読み聞かせ連絡協議会の方を招いて、絵本の読み聞かせを行った。絵本についての話や相談をする良い機会になった。 | 9回 9回 | 乳幼児親子 小学生 | 1回 7組 平均 10人 | 延 33組 延 72名 | ①遊びによる子どもの育成 他⑤⑦ |
| かがく手品 【渡辺哲次郎さん】 | 科学の不思議に親しんだ。自分たちで作って体験できる活動が多く、楽しく学びながら遊んだ。 | 11回 | 小学生 | 1回 15名 | 延 72名 | ①遊びによる子どもの育成 他⑦ |
| 大人のための 折り紙教室 | 大人向けに季節の折り紙を楽しんだ。フォトフレームに入れて作品として飾れるので、とても好評だった。 | 12回 | 一般 | 5名 | 延 20名 | ⑥地域の健全育成の環境づくり 他⑤ |

《地域活動団体支援事業》

| | | | | | | |
|------------------------|--|-----|---------------|-------------|-------|---------------------|
| 子育てサロン 「スリングの輪」 | 活動場所の提供と、活動支援を行った。 | 9回 | サロン 参加者 | 平均 10組 | 延 45組 | ⑤子育て支援の実施(1,2) 他⑦ |
| さいき母親クラブ 「地域組織育成活動」 | 新型コロナウイルス感染予防の為、定例会や共催事業など中止した。 | — | 会員 | 30名 | — | ⑤子育て支援の実施(4) 他⑦ |
| 茶道教室 【佐伯児童館伝承教室】 | 茶道に親しみながら、おもてなしの心を学んだ。違う校区の子ども達や、地域の大人との交流もあった。 | 12回 | 小学生～ 一般 | 年間申込 17名 | 17名 | ⑥地域の健全育成の環境づくり 他①⑦ |
| いけばな教室 【佐伯児童館伝承教室】 | 季節の花に親しみながら、草月流のいけばなを学んだ。 | 10回 | 小学生～ 一般 | 年間申込 17名 | 17名 | ⑥地域の健全育成の環境づくり 他①⑦ |
| ボランティアの受け入れ | 感染予防の為受け入れが難しかったが、参加者が多い行事にはボランティアの方に協力していただいた。 | 随時 | 中学生・ 高校生 他 | 不定 | 延 28名 | ⑦ボランティア等の育成と活動支援 他⑥ |
| ゆずりはルーム | 大分市児童家庭支援センター『ゆずりは』の心理士さんによる相談会。問い合わせや予約もあり、市内4館で実施した。 | 1回 | 保護者 | 不定 | — | ⑤子育て支援の実施(1) 他④ |

《安全・情報周知事業》

| | | | | | | |
|---------------------------|---|-----|-----------------|---|--------------|----------------------|
| 安全点検 | 遊び場や遊具の点検、児童館周囲の見回りを行った。 | 毎日 | 職員 | — | — | 第7章 子どもの安全対策・衛生管理 |
| 避難訓練・勉強会 | 地震・津波や火災を想定しての避難訓練を行った。また、避難場所までの避難経路を実際に歩き、危険箇所の確認や、避難場所の設備等学んだ。 | 12回 | 乳幼児親子 小学生・職員 | — | 69名 | 第7章子どもの安全対策・衛生管理 他⑥ |
| 子育て何でも掲示板 | 児童館や子育てサロンなど、地域の情報を掲示した。保護者同士で誘い合って、参加する話などもしていた。 | 随時 | 全般 | — | — | ⑥地域の健全育成の環境づくり |
| 子育て何でも意見箱 | アンケートなどをとり、設備・運営など整備に役立てた。 | 随時 | 全般 | — | — | ⑥地域の健全育成の環境づくり 他③ |
| インスタ・フェイスブック ホームページの更新 | インターネットを使って、活動のお知らせや様子を周知した。 | 随時 | 全般 | — | — | ⑥地域の健全育成の環境づくり |
| 児童館だより発行 | 各児童館、市内9校、5つの学童クラブ、子育て広場に配布。児童館インスタ・フェイスブック・社協HPに掲載。 | 12回 | 全般 | — | 月 120部 配布 | ⑥地域の健全育成の環境づくり |

※児童館ガイドライン参考資料

【第4章】児童館の活動内容

①遊びによる子どもの育成 ②子どもの居場所の提供 ③こどもの意見を述べる場所の提供 ④配慮を必要とする子どもへの対応

⑤子育て支援の実施(1. 保護者の子育て支援 2. 乳幼児支援 3. 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取り組み 4. 地域の子育て支援)

⑥地域の健全育成の環境づくり ⑦ボランティア等の育成と活動支援 ⑧放課後児童クラブの実施と連携

【第7章】子どもの安全対策・衛生管理

【第8章】家庭・学校・地域との連携

蒲江兒童館

令和 4 年度 指定管理業務実施状況 及び 利用状況報告書

蒲江児童館

1 利用状況について

年間利用者数 : 2,348 人 登録者数 : 214人

14.0名

| | 乳児 | 1～3歳 | 4～6歳 | 小学 1～3 年生 | 小学 4～6 年生 | 中学生 | 高校生 | 保護者 | その他 | 合計 |
|-----|-----|------|-----------|-----------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|------------------|
| 4月 | 12 | 38 | 12 (0) | 46 (335) | 74 (104) | 6 | 0 | 47 | 32 | 267 (439) |
| 5月 | 5 | 22 | 6 (0) | 28 (229) | 47 (74) | 2 | 0 | 24 | 18 | 152 (303) |
| 6月 | 4 | 38 | 10 (0) | 56 (201) | 39 (54) | 1 | 0 | 36 | 22 | 206 (255) |
| 7月 | 11 | 25 | 3 (0) | 44 (265) | 25 (94) | 3 | 0 | 24 | 11 | 146 (359) |
| 8月 | 1 | 12 | 1 (0) | 86 (352) | 55 (134) | 0 | 0 | 13 | 7 | 175 (486) |
| 9月 | 12 | 25 | 6 (0) | 77 (200) | 43 (52) | 0 | 0 | 28 | 16 | 207 (252) |
| 10月 | 26 | 56 | 2 (0) | 83 (248) | 28 (61) | 3 | 0 | 62 | 18 | 278 (309) |
| 11月 | 10 | 25 | 15 (0) | 21 (197) | 19 (45) | 0 | 0 | 26 | 14 | 130 (242) |
| 12月 | 17 | 25 | 8 (0) | 37 (270) | 29 (67) | 2 | 0 | 36 | 36 | 190 (337) |
| 1月 | 6 | 14 | 3 (0) | 54 (220) | 15 (52) | 0 | 0 | 15 | 10 | 117 (272) |
| 2月 | 12 | 49 | 17 (0) | 70 (197) | 39 (48) | 1 | 0 | 59 | 26 | 273 (245) |
| 3月 | 10 | 43 | 8 (0) | 51 (379) | 37 (104) | 2 | 1 | 43 | 12 | 207 (483) |
| 合計 | 126 | 372 | 91 (0) | 653 (3,093) | 450 (889) | 20 | 1 | 413 | 222 | 2,348 (3,982) |

※()は、放課後児童クラブに入会している児童の利用人数

3 開館日数

| | | | | | |
|-----|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 25 | 22 | 26 | 24 | 26 | 24 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 25 | 24 | 24 | 23 | 22 | 26 |

年間開館日数 : 291 日

休館日 : 毎週 日 曜日
その他休館日(祭日 年末・年始)

4 開館時間 9時 00 分 ～ 17 時 30 分

5. 主な活動状況

(1) 児童に健全な遊び場を提供し、必要に応じ集団的、個別的な指導を行った活動

* ルーツキッズダンス

地元に住むダンス講師の指導のもと月2回小学生が公民館で練習を行った。今年度は蒲江芸術祭に参加でき、地元で踊ることの楽しさを味わい、地域の方にも喜んでもらった。

* いけばな教室

地域の講師に指導を仰ぎながら、花の名前、種類等も勉強しながら、自由に花を活け、個人の感性を育てることができた。今年度は蒲江芸術祭に参加し、それぞれ個性豊かな花を活け、好評だった。たくさんの方に見てもらおう楽しさも味わえた。

(2) 母親クラブ、児童クラブその他の児童の健全な育成を目的とする団体の活動の育成及び助長の活動

* マンボウ母親クラブ

佐伯市より補助金をいただき事業を始めて、今年度は2月に久しぶりに節分を企画しPCOを呼ぶことができた。他は、コロナ禍で思うように活動ができなかった。ママたちのサポートや心のケアに力を入れ、児童館と共催し活動を行った。

* 児童クラブ

蒲江翔南学園に間借りしての運営で学校と互いに共通認識でき、配慮が必要な子どもへのサポートの連携が取りやすい環境ができてきた。週に3日は児童館のクラブ室で過ごすので、児童館行事にも参加ができ、より多くの体験をすることができた。

* 子育てサロン

蒲江地区1か所のサロンとして運営のサポートをした。出生数の減少で、蒲江地区在宅保育の乳幼児が減りつつある。佐伯方面からの参加者や、実家が蒲江のママたちのおかげで運営できた。

(3) その他取り組んだ活動

※ 研修会や講演会等

* 乳幼児救急法 子どもの身近に起きる事故への対処方法と心肺蘇生法を佐伯市消防署蒲江分署の方に指導して頂いた。消防車や救急車も来てくれ、子どもたちも喜んでいた。(母親クラブ協催)

* 佐伯市児童館連絡協会主催研修会

今年度も昨年に続き、発達障害についての勉強会を行った。府内大橋子どもクリニック院長を招いて、気になる子どもとの関わり方について学んだ。また、児童クラブ利用の保護者も参加し、講演後、個別相談もできた。職員だけでなく、保護者も含めて話が聞けて共通理解ができ良かった。今後も引き続き勉強会を続けてほしいとの声が多かった。

6. 運営委員会での指摘事項等があればその状況について

※ 特になし

令和4年度 蒲江児童館事業報告

(年間)

| 月 | 事業名 | 内容 | 対象 | 参加予定人数 | 参加人数 | ガイドライン |
|----|---------------------|--|--------------|--------|----------|--------|
| 4 | スプリングアート | 親子でアート活動を楽しむ。 | 乳幼児親子 | 5組10名 | コロナにより中止 | ⑤ |
| 5 | 乳幼児救急法 | 子どものケガや事故の対応の指導を受ける。(母親クラブ共催) | 乳幼児親子 | 5組10名 | コロナにより中止 | ⑤⑥⑦ |
| 6 | 21 交通安全教室 | 交通安全に関する講習会を実施する。駐在さんよりお話。 | 全般 | 10組20名 | 23名 | ⑥ |
| | にじりボン | 学校へ行き、乳幼児と保護者と中学生のふれあいを行う。 | 乳児親子 中学生 | 15組30名 | コロナにより中止 | ⑤⑥ |
| 7 | ソーメン流し | みんなでソーメン流しを楽しむ。 | 全般 | 50名 | コロナにより中止 | ①⑥⑦ |
| | 九重交流海水浴 | 九重の子どもたちと交流しながら、海水浴を楽しむ。(児童クラブ合同) | 乳幼児親子 小学生 | 50名 | コロナにより中止 | ①⑥⑦ |
| 8 | 人形劇公演 | 人形劇などに親しむ。 | 乳幼児親子～ | 50名 | コロナにより中止 | ①⑤ |
| | 9 映画鑑賞会 | プラスチックゴミに関心を持ち、海の問題について考える。 | 小学生以上 | 30名 | 25名 | ⑥⑤ |
| | 川遊び | 川遊びと生き物観察を楽しむ。(児童クラブ共催) | 全般 | 50名 | コロナにより中止 | ①⑥⑦ |
| 9 | 青空児童館 | 外で遊んで交流を深める。 | 乳幼児親子 小学生 | 10組20名 | コロナにより中止 | ①⑥⑦ |
| | 13 発達障害学習会 | 発達障害の理解を深める。 | 全般 | 1月より変更 | 10名 | ⑤④⑦ |
| | 20 BEPPU PROJECT | 県の『東アジア文化都市2022大分県』コア事業にキャンパスに絵を描き参加した。 | 乳幼児親子 小学生 | 追加 | 29名 | ①⑥⑧ |
| | 敬老の日交流会 | 近くの高齢者の集まりに参加し交流を行う。(サロン共催) | 乳幼児親子 | 5組10名 | コロナにより中止 | ⑥⑤ |
| 10 | 13 消しゴムハンコ教室 | 身近なもので、子育てに役立つグッズを作る。 | 乳幼児親子 | 追加 | 7名 | ⑤⑦ |
| | 19・26 親子ミニ運動会 | 乳幼児親子の運動会を2回に分けて行った。 | 乳幼児親子 | 20組50名 | 39名 | ⑤⑦ |
| | 深島遠足 | 船に乗って交流をかねて遠足に出かける(子育てサロン共催) | 乳幼児親子 | 10組20名 | コロナにより中止 | ⑤ |
| | 29・30 蒲江文化芸術祭出展 | 蒲江の文化芸術祭にいけばな・絵画・ダンスなど発表・出展する。 | 小学生他 | 30名 | 41名 | ①⑥⑦ |
| 11 | 手洗い教室(感染症予防) | 感染症予防のための知識と実習 | 乳幼児親子 | 10組20名 | コロナにより中止 | ①⑥ |
| | 5 オーガニックフェスタ2022 | 蒲江の自然を知り、児童館への興味を持ってもらう。 | 全般 | 追加 | 60名 | ⑥⑤ |
| | 29 クリスマス飾りづくり(竹籠) | 大分の民芸品を知り、自然素材を使ってクリスマス飾りづくりを行う。 | 乳幼児親子 | 15組30名 | 9名 | ⑤ |
| 12 | 親子栄養教室 | 子どもの栄養について学び、調理実習を行う。 | 乳幼児親子～ | 7組14名 | コロナにより中止 | ⑤⑥ |
| | 10 Soothing concert | GOTOリフレッシュ事業で日常のストレスから解放され癒される音楽とともにココロと体を整える機会にする。(GOTOリフレッシュ実行委員会共催) | 全般 | 追加 | 23名 | ⑥ |
| | 15・16 お正月飾りづくり | 新年に向けてお正月飾りをつくる。(子育てサロン共催) | 乳幼児親子～ | 15組30名 | 9組19名 | ⑤⑥ |
| | 21 クリスマス会 | みんなで遊んだり、会食したりしてクリスマスの行事を楽しむ。 | 乳幼児親子～ | 15組30名 | 7組16名 | ①⑥⑦ |
| 1 | 地域運営座談会 | 児童館の運営に関係者の意見をきくとともに運営に役立てる。 | 地域の方 | 10名 | コロナにより中止 | ⑥ |
| | 7 七草を食べよう | 七草がゆと蒲江の伝統料理を食べて一年の無病息災を願う。 | 乳幼児親子～ | 20名 | 14名 | ①⑥ |
| 2 | 親子防災教室 | 防災を学び非常食づくりを行う。 | 乳幼児親子～ | 8組16名 | コロナにより中止 | ⑤⑥ |
| | 4 節分/交通安全お守り配り | みんなで豆まきを行う。(母親クラブ共催) | 全般 | 100名 | 71名 | ⑥① |
| | 地域訪問 | 子育て家庭の家を訪問し、困りごとなどを聞く | | 15家庭 | コロナにより中止 | ⑤⑥ |
| | ゆき遊び/スキー体験 | 九重森林公園スキー場で雪遊びを行う。(ここのえ子育て交流センター共催) | 小学生～ | 20名 | コロナにより中止 | ① |
| 3 | 親子バス遠足 | 乳幼児親子でお別れバス遠足に行く。(子育てサロン共催) | 乳幼児親子 | 10組20名 | コロナにより中止 | ⑤ |
| | 1 ひなまつり会 | 積木でひなまつり行事を楽しむ。 | 乳幼児親子 | 8組16名 | 3組7名 | ⑤⑥⑦ |
| | 28 人権擁護委員さんによるポッチャ | 運動能力に障がいがある競技者向けに考案されたスポーツを知り、楽しむ。 | 小学生 | 追加 | 22名 | ①⑥⑦ |

※児童館ガイドライン参考資料(第4章 児童館の活動内容)

- ①遊びによる子どもの育成 ②子どもの居場所の提供 ③子どもが意見を述べる場の提供 ④配慮を必要とする子どもへの対応
 ⑤子育て支援の実施(1.保護者の子育て支援 2.乳幼児の子育て支援 3.乳幼児と中・高校生世代などのふれあい体験の取組
 4.地域の子育て支援) ⑥地域の健全育成の環境づくり ⑦ボランティア等の育成と活動支援 ⑧放課後児童クラブの実施と連携

令和4年度 蒲江児童館事業報告

(通年)

| 事業名 | 内容 | 実施回数 | 対象者 | 参加予定人数 | 延べ参加人数 (平均人数) | ガイドライン4章 (児童館の活動内容) |
|----------------------------|--|------|----------------|----------|--------------------|------------------------|
| 積木&リズム | 積み木・絵本・リズムに親しむ。 | 30回 | 乳幼児親子 | 5組程度 | 82組109名 (3組4名) | ⑤子育て支援 (乳幼児支援) |
| ベビーマッサージ 手形アート | 赤ちゃんとのスキンシップと成長の記録。 | 9回 | 乳幼児親子 | 3組程度 | 36組75名 (4組8名) | ⑤子育て支援 (乳幼児支援) |
| いけばな教室 | いけばなに親しむ。(講師指導) | 19回 | 低学年の部 高学年の部 | 各15名程度 | 165名 (9名) | ⑥地域の健全育成の環境づくり他①⑦ |
| マリンアート | 図工に親しむ。(講師指導) | 8回 | 全般 | 10名程度 | 65名 (8名) | ⑥地域の健全育成の環境づくり他①⑦ |
| ルーツキッズダンス | ダンスを通じて、表現活動を行う。(講師指導) | 18回 | 低学年の部 高学年の部 | 8名程度 | 180名 (10名) | ⑥地域の健全育成の環境づくり他①⑦ |
| クリーンアップ | 清掃活動を行う。 | 2回 | 小中学生他 | 10名程度 | 44名 (22名) | ⑦ボランティア等の育成と活動支援他①⑦ |
| 料理クラブ | 子どもたちが協力しあい調理を行う。 | 9回 | 小中学生他 | 10名程度 | 58名 (6名) | ①遊びによる子どもの育成他⑦ |
| タグラグビー教室 | タグラグビーを通じて、体を動かして遊ぶ。 (ラグビー協会指導) | 10回 | 小中学生他 | 8名程度 | 185 (19名) | ⑥地域の健全育成の環境づくり他①⑦ |
| こころのエステ | 困っていることの相談や子育てのスキルを学ぶ。 | 月1回 | 乳幼児をもつ保護者 | 6名程度 | 中止 | ⑤子育て支援 (保護者の子育て支援) |
| サードプレイス | 中高生のつどいの場 | | 中高生 | 数名 | 利用なし | ④配慮の必要とする子どもへの対応他②③⑦ |
| ゆずりはルーム | 大分市児童家庭支援センター『ゆずりは』の相談員/心理士さんの相談会(個別/予約制) | 月1回 | 全般 | 佐伯市児童館全体 | 利用なし | ⑤子育て支援(保護者の子育て支援他④) |
| かまえふれあい食堂 | 地域の方と一緒に交流しながら、若い母親が料理を学ぶとともに、配慮を必要とする子どもを含め会食を楽しむ。 | 年6回 | 乳幼児～ | 30名程度 | 中止 | ④配慮を必要とする子どもへの対応他②③⑤⑥⑦ |
| 児童館だより発行 | 学校・クラスに掲示/社協HP掲載 | 月1回 | — | — | 12回 | ⑥地域の健全育成の環境づくり |
| 館内伝言板の活用 | 他の児童館だより・子育て情報などを行う。 | 月～土 | — | — | — | ⑥地域の健全育成の環境づくり |
| フェイスブック インスタの公開 | 児童館だよりや活動の広報を行う。 | 随時 | — | — | — | ⑥地域の健全育成の環境づくり |
| 避難訓練・安全点検 | 避難訓練を行い、防災・防犯の意識と知識をたかめる。遊び場の安全点検を行う。 | 12回 | 全般 | 平均20名 | 171名 (14名) | 7章子どもの安全管理・衛生管理 |
| 母 親 ブ ック | マンボウ母親クラブ NP講座・子育てサロンなどの託児など、ボランティア活動を行うための支援を行う。(運営支援) | 5回 | 地域の方 | 20名程度 | 29組102名 (6組20名) | ⑥地域の健全育成の環境づくり |
| サ 子 ロ 育 ン テ | エンゼル 乳幼児をもつ保護者が親しくなることを目的に、さまざまな企画をして楽しむ。(運営支援) | 11回 | 乳幼児親子 | 10組程度 | 73組161名 (7組15名) | ⑥地域の健全育成の環境づくり |

※児童館ガイドライン参考資料(第4章 児童館の活動内容)

①遊びによる子どもの育成 ②子どもの居場所の提供 ③子どもが意見を述べる場の提供 ④配慮を必要とする子どもへの対応
⑤子育て支援の実施(1.保護者の子育て支援 2.乳幼児の子育て支援 3.乳幼児と中・高校生世代などのふれあい体験の取組
4.地域の子育て支援) ⑥地域の健全育成の環境づくり ⑦ボランティア等の育成と活動支援 ⑧放課後児童クラブの実施と連携

弥生児童館

令和4年度 指定管理業務実施状況 及び 利用状況報告書

弥生 児童館

1 利用状況について

年間利用者数 : 6,957 人

登録者数 : 664人

| | 乳児 | 1~3歳 | 4~6歳 | 小学 1~3 年生 | 小学 4~6 年生 | 中学生 | 高校生 | 保護者 | その他 | 合計 |
|-----------|-----|------|------------|-----------------|-----------------|-----|-----|------|------|------------------------|
| 4月 | 35 | 105 | 34 (0) | 35 (20) | 5 (0) | 7 | 1 | 129 | 117 | 468 20 |
| 5月 | 34 | 136 | 65 (0) | 55 (54) | 20 (0) | 4 | 3 | 132 | 119 | 568 54 |
| 6月 | 25 | 204 | 71 (0) | 78 (68) | 18 (0) | 2 | 3 | 126 | 166 | 693 68 |
| 7月 | 26 | 97 | 20 (0) | 222 (53) | 5 (0) | 55 | 6 | 108 | 260 | 799 53 |
| 8月 | 16 | 79 | 26 (0) | 360 (354) | 55 (0) | 105 | 14 | 69 | 325 | 1,049 354 |
| 9月 | 24 | 73 | 22 (0) | 77 (68) | 9 (0) | 0 | 0 | 83 | 103 | 391 68 |
| 10月 | 35 | 131 | 28 (0) | 77 (73) | 16 (0) | 3 | 0 | 112 | 122 | 524 73 |
| 11月 | 25 | 84 | 24 (0) | 72 (51) | 13 (0) | 0 | 0 | 91 | 100 | 409 51 |
| 12月 | 28 | 78 | 13 (0) | 115 (52) | 12 (0) | 0 | 0 | 92 | 137 | 475 52 |
| 1月 | 22 | 117 | 26 (0) | 111 (51) | 10 (0) | 0 | 1 | 109 | 130 | 526 51 |
| 2月 | 26 | 176 | 34 (0) | 36 (17) | 3 (0) | 0 | 0 | 155 | 149 | 579 17 |
| 3月 | 44 | 102 | 36 (0) | 70 (65) | 4 (0) | 0 | 0 | 123 | 97 | 476 65 |
| 合計 | 340 | 1382 | 399 (0) | 1,308 (926) | 170 (0) | 176 | 28 | 1329 | 1825 | 6,957 (926) |

※ () は、放課後児童クラブに入会している児童の利用人数

2 開館日数

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | |
| 25 | 23 | 26 | 25 | 26 | 24 | |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 25 | 24 | 24 | 23 | 22 | 26 | 293 |

3 開館時間

8時30分 ~ 17時00分

* 12:00~13:00は消毒・換気のため閉館

4. 主な活動状況

(1) 児童に健全な遊び場を提供し、必要に応じ集団的、個別的な指導を行った活動

<ふれみらパーク>

在宅の乳幼児親子が毎週集い、厚生員の支援のもと、親子あそびや製作をしながら季節の行事を楽しんだ。母親同士のコミュニケーションも図られ乳幼児を持つ家庭の繋がりや輪が広がっていった。

<食☆探検隊>

弥生地域の3つの小学校の児童が児童館の畑と家庭で夏野菜を育て、観察・管理・調理を通して食について学んだ。コロナ禍のため、調理は保護者の協力のもと家庭で行い、料理レシピ集を作成した。

<ボランティア体験>

隣接する昭和中学生徒や高校生が夏休みを中心にボランティア活動を行った。児童館の他、児童クラブでも小学生の遊びや生活の支援をした。

(2) 母親クラブ、児童クラブその他の児童の健全な育成を目的とする団体の活動の育成及び助長の活動

<弥生母親クラブ>

☆子育てサークル（ワイワイサークル）

13組の親子が毎週1回集まり、自ら情報を収集し、施設訪問や他団体乳幼児親子との交流・講師を招いての製作活動等を主体的・意欲的に取り組んだ。

☆子育て支援サークル（ほっとまま）

子育てがひと息ついたお母さんたちが中心になって地域の児童福祉活動を行った。

・児童館事業の支援

母の日や父の日プレゼント作りの支援、乳幼児運動会の製作、食育活動（食☆探検隊）への支援等を行った。

・その他

弥生地域の3つの小学校新入学児童に手作り交通安全マスコットを贈呈した。

<児童クラブ>

弥生・本匠の5つの児童クラブと連携し、毎月の俳句作り、児童館行事への参加を促進した。

(3) その他取り組んだ活動

<研修会・講習会>

・職員研修（ABC野外教育センター、普通救命講習）

5. 運営委員会での指摘事項

令和4年度 弥生児童館 事業報告

(年間)

| 月 | 事業名 | 内容 | 対象 | 参加予定数 | 参加人数 | ガイドライン4章 |
|----|----------------|--|----------------------|-------|-------|----------|
| 4 | 野鳥観察会 | 弥生の児童クラブと合同で実施し、春の山王公園に来る渡り鳥の観察をする | 小学生 | 20人 | 13人 | 1.6.8 |
| 5 | 母の日のプレゼントを作ろう | 母親や祖母等にプレゼントを作り手紙を添える | 小・中学生 | 30人 | 23人 | 1.5.6 |
| 6 | 児童館・児童クラブ運営連絡会 | 小・中学校長・振興局長・民生委員長・自治会長・運営委員・児童館・児童クラブ・こども園職員が連携し、情報交換・相互交流を深め弥生地域の子どもの健全育成に資する | 委員 職員 | | 委員14人 | 6・6章・8章 |
| | 父の日のプレゼントを作ろう | 父親や祖父等にプレゼントを作り手紙を添える | 小・中学生 | 30人 | 26人 | 1.5.6 |
| | リトミック | 音楽を通して親子のスキンシップを図るとともに、子どもの発達を促す | 乳幼児親子 | 15組 | 7組 | 1.5 |
| | オリジナルTシャツを作ろう | オリジナルデザインのTシャツを作る | 乳幼児親子 | 16組 | 11組 | 5 |
| 7 | パネルシアター | DANパネ団による歌やパネルシアターを楽しむ | 乳幼児親子 こども園 小学生 | 30人 | 65人 | 1.5.6 |
| | プールあそび | ビニールプールで水遊びを楽しむ | 乳幼児親子 | 10組 | 6組 | 1.5.7 |
| 8 | オリジナルTシャツを作ろう | 自分でデザインし、Tシャツづくりを楽しむ | 小学生 | 20人 | 13人 | 1.7 |
| | 夏の自然体験(SUP) | 地域の自然の厳しさや美しさを感じながら、SUPを楽しむ | 小学生 4～6年生 | 5人 | 5人 | 1 |
| | 防災学習会 | 防災に対する知識を学び、浸水や津波等の災害に直面したときに落ち着いて行動できるようにする | 小学生 中学生 | 10人 | 25人 | 1.7 |
| | かき氷会 | 外でかき氷を食べながら交流する | 小学生～ 保護者 | 15人 | 24人 | 2.7 |
| | マリンソーダ会 | ゲーム等の遊びも交え、マリンソーダを飲みながら交流する | 小学生～ 保護者 | 15人 | 15人 | 2.7 |
| 10 | やよいんピック | 未就園児親子が交流しながら運動会を楽しむ | 乳幼児親子 | 40組 | 33組 | 1.5 |
| | 環境劇 | 環境に関するテーマの観劇をし、環境について考える | 乳幼児親子 こども園 | 50人 | 78人 | 1.5 |
| 2 | リトミック | 音楽を通して親子のスキンシップを図るとともに、子どもの発達を促す | 乳幼児親子 | 7組 | 6組 | 1.5 |
| | おさかな館に行こう | 館内を見学し、魚や番匠川の生態系を知る | 小学生 | 20人 | 20人 | 1.6 |

児童館ガイドライン4章

- 1, 遊びによる子どもの育成
- 2, 子どもの居場所の提供
- 3, 子どもが意見を述べる場の提供
- 4, 配慮を必要とする子どもへの支援
- 5, 子育て支援の実施
 - (1)保護者の子育て支援
 - (2)乳幼児支援
 - (3)乳幼児と中・高校生世代との触れ合い体験の取組
 - (4)地域の子育て支援
- 6, 地域の健全育成の環境作り
- 7, ボランティア等の育成と活動支援
- 8, 放課後児童クラブの実施と連携

令和4年度 弥生児童館 事業報告

(通年)

| 事業名 | 内容 | 実施回数 | 対象者 | 参加予定人数 (平均) | 参加人数 | ガイドライン4章 |
|--------------------|--|------|--------------|----------------|---------------|---------------|
| ふれみらパーク | 季節の行事や親子で楽しめる遊びを通して在宅乳幼児親子の交流を図る | 28回 | 乳幼児親子 | 7組 | 172組 平均6組 | 1.5 |
| たまひよパーク | 妊婦さんと乳幼児親子がゆったりした空間で、親子遊びを楽しみ、交流を図る | 10回 | 妊婦 乳幼児親子 | 7組 | 51組 平均5組 | 1.5 |
| うんどうあそび | 運動遊びを通して親子のスキンシップを図ると共に子どもの発達を促し、親のリフレッシュを図る | 2回 | 乳幼児親子 | 10組 | 13組 平均7組 | 1.5 |
| ぐりとぐらのおへや | 親子が集い、多胎児ならではの話や情報交換で交流を図る | 0回 | 多胎児親子 | | 0人 | 5 |
| らんらん(園庭開放) | やよいこども園の園庭で園児と一緒に親子で遊び、交流する | 10回 | 乳幼児親子 | 5組 | 34組 平均3組 | 1.5.6 |
| おでかけしよう | にじいろこども園や地域に出かけ、交流や活動をし、地域の良さを知る | 0回 | 乳幼児親子 | | 0人 | 1.5.6 |
| わくわく積み木 | WAKU-BLOCKを使って、自由にイメージを広げながら遊び、想像力や自主性を養う | 6回 | 2～3歳 | 5組 | 13組 平均2組 | 1.5 |
| おじいちゃん☆おばあちゃんといっしょ | 弥生地区デイサービスに出向き、利用者と交流する | 2回 | 乳幼児親子 中学生 | 10人 | 25人 | 1.5.6.8 |
| ママとキッズの ハッピータイム | 食の悩みや情報を共有したり、調理したりして、食について学ぶ機会にする | 2回 | 幼児親子 | 5組 | 11組 平均5組 | 5 |
| ママのハッピータイム | 子どもは託児し、母親は製作やクッキング等を楽しみ、リフレッシュや交流を図る | 3回 | 保護者 | 10人 | 12人 平均3人 | 5.6 |
| こっころーム | 親同士が子どもの育ちを分かち合い、子育ての関心事を共有し、交流を通して喜びや悩みを共感しあうことで主体的に養育イメージを学ぶ会にする | 2回 | 保護者 | 5組 | 11組 平均5組 | 5 |
| 食☆探検隊 | 弥生地域の小学生と一緒に「食」について学習する * 弥生母親クラブほっとまま共催 | 3回 | 小学生親子 | 5組 | 9組 平均3組 | 1.2.3.6 |
| 音楽隊 | 弥生地域の小学生が楽器やダンスの練習をし、クリスマスコンサート等で披露する | 7回 | 小学生 | 10人 | 105人 平均15人 | 1.2.3.8 |
| 俳句に親しもう | 俳句を作り、弥生公民館便りに掲載する また各種俳句会に投句する | 12回 | 小学生 | 40人 | 720人 平均60人 | 1.3.8 |
| ボランティア体験 | 中高生が児童館・児童クラブの行事に参加し、利用者と交流する | 随時 | 中高生 | 200人 | 260人 | 1.2.3.4.6.7.8 |

| | | | | | | |
|-------------------|--|-----|----------------------|--|---------------|--------|
| 子育てサークルとの連携・支援 | 弥生母親クラブワイワイサークルへの支援と連携 | 38回 | ワイワイサークル | | 会員13組 | 1.5.6 |
| | 弥生母親クラブほっとままとの連携 | 随時 | ほっとまま | | 会員18人 | 5.6 |
| | 弥生読み語りたいおはなしやさんへの支援と連携 | 12回 | 弥生おはなしやさん | | 会員23人 | 5.6 |
| 子どもの居場所づくり | 話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用できるよう、環境を整え、子どもの自主性・社会性を育む援助をする | 随時 | 小学生～高校生 | | | 2.4 |
| なんでも相談室 ほーぷ | 児童家庭支援センター「HOPE」「ゆずりは」の心理士・相談員の相談会(4館持ち回りで予約制/個別対応) | 2回 | 保護者 | | 2人 | 4.5・8章 |
| 子育て相談 | 気軽な会話を通じて、また、個別相談等をし、必要に応じて各機関と連携し、支援する | 随時 | 保護者 | | 51件 | 4.5.6 |
| 避難訓練 | 火災・地震・津波・風水害・不審者侵入を想定し訓練する | 12回 | 乳幼児親子 小～高校生 職員 | | 178人 平均15人 | 7章 |
| 安全点検 | 施設や遊具の安全点検を行う | 12回 | | | | 7章 |
| 児童館だよりの発行・配布 | 乳幼児版、小・中学生版を発行し、乳幼児家庭希望者は郵送し、小・中学生版は学校を通じて配布する 行事のお知らせと募集をする | 12回 | 乳幼児親子 小・中学生 | | 30部 | 6章・8章 |
| ホームページによる 情報発信 | 児童館・子育て支援センターの活動を広く地域・住民に知らせる | 随時 | 全域 | | | 6章 |
| 子育て関連の 情報掲示 | 児童館・子育て支援センターの年間の活動の様子を写真で掲示し、他の子育て支援関係施設・団体の情報も掲示紹介する | 随時 | | | | 6章・8章 |
| リサイクル運動 | 母親クラブ(ワイワイサークル)と一緒にウエスを回収・リサイクルする | 随時 | 全域 | | | 6章・8章 |

児童館ガイドライン4章

- 1, 遊びによる子どもの育成
- 2, 子どもの居場所の提供
- 3, 子どもが意見を述べる場の提供
- 4, 配慮を必要とする子どもへの支援
- 5, 子育て支援の実施
 - (1) 保護者の子育て支援
 - (2) 乳幼児支援
 - (3) 乳幼児と中・高校生世代との触れ合い体験の取組
 - (4) 地域の子育て支援
- 6, 地域の健全育成の環境作り
- 7, ボランティア等の育成と活動支援
- 8, 放課後児童クラブの実施と連携

上浦兒童館

令和4年度 指定管理業務実施状況 及び 利用状況報告書

上浦児童館

1 利用状況について

年間利用者数 : 2,142 人

登録者数 : 237人

平均 7.4人

| | 乳児 | 1～3歳 | 4～6歳 | 小学 1～3 年生 | 小学 4～6 年生 | 中学生 | 高校生 | 保護者 | その他 | 合計 |
|-----|-----|------|------|-----------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 4月 | 8 | 29 | 16 | 24 | 12 | 7 | 0 | 38 | 3 | 137 |
| 5月 | 10 | 30 | 10 | 10 | 7 | 2 | 0 | 33 | 8 | 110 |
| 6月 | 33 | 74 | 15 | 14 | 8 | 0 | 0 | 90 | 11 | 245 |
| 7月 | 28 | 48 | 20 | 65 | 31 | 6 | 2 | 80 | 4 | 284 |
| 8月 | 14 | 48 | 20 | 108 | 63 | 5 | 1 | 61 | 7 | 327 |
| 9月 | 22 | 32 | 8 | 11 | 6 | 0 | 0 | 44 | 6 | 129 |
| 10月 | 17 | 30 | 10 | 21 | 12 | 3 | 0 | 46 | 3 | 142 |
| 11月 | 25 | 22 | 26 | 10 | 11 | 12 | 0 | 39 | 32 | 177 |
| 12月 | 18 | 29 | 16 | 12 | 8 | 3 | 0 | 43 | 23 | 152 |
| 1月 | 14 | 25 | 18 | 23 | 4 | 10 | 0 | 40 | 5 | 139 |
| 2月 | 10 | 19 | 5 | 10 | 6 | 0 | 0 | 29 | 7 | 86 |
| 3月 | 17 | 47 | 26 | 23 | 21 | 4 | 0 | 72 | 4 | 214 |
| 合計 | 216 | 433 | 190 | 331 | 189 | 52 | 3 | 615 | 113 | 2,142 |

2 開館日数

| | | | | | |
|-----|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 24 | 23 | 26 | 24 | 26 | 22 |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 25 | 24 | 24 | 23 | 22 | 26 |

年間開館日数 : 289日

休館日 : 毎週 日曜日

その他休館日(国民の祝日・年末
年始12月29日～1月3日)

3 開館時間 8時30分 ~ 17時00分

4. 主な活動状況

(1)児童に健全な遊び場を提供し、必要に応じ集团的、個別的な指導を行った活動

○野外活動

- ・遠足 4月に乳幼児親子・幼稚園児・小学生を対象に暁嵐の滝公園へ遠足へ行き、レクリエーションをしたり滝で遊んだりした。
- ・海水浴／滝遊び 夏休みにマリノ公園や暁嵐の滝で泳いだり、スイカ割りを行った。
- ・生き物観察会 番匠おさかな館の方に生き物を持って来ていただき、生き物の観察をしながら説明を受けたりした。
- ・魚釣り マリノ公園で魚釣りをし、釣った魚は持ち帰った。
- ・お花見 3月に児童クラブ横の公園にある桜の木の下でレクリエーションなどをしてお花見を行った。

○制作活動

- ・プレゼント制作 5月、6月、9月に母の日、父の日、敬老の日のプレゼントを作った。
- ・プラ板制作 毎月1回土曜日にプラ板を使ったキーホルダーづくりをした。
- ・夏休み工作 ハーバリウム・スライム作り・牛乳パックでの工作を行った。

(2)母親クラブ、児童クラブその他の児童の健全な育成を目的とする団体の活動の育成及び助長の活動

- HOTホット広場 毎月1度、子育て中の母親を対象に、手芸・運動などを行う。託児有り。
- 誕生会 3ヶ月に1度、乳幼児親子を対象に、親子レクリエーションや手遊び、絵本の読み聞かせなどをし、バースデーカードをプレゼントしてお祝いをした。
- 夏休み行事 児童館で実施する夏休み行事に児童クラブの子どもたちが参加できるように日にちの設定や時間などに考慮し、活動を行った。

(3)その他取り組んだ活動

- にじりボン 東雲中学3年生の家庭科の授業時間を2時間使って助産師の講話(妊娠～出産)や乳幼児(0歳)との実際にふれあう時間を持ち「命」について学んでもらう。
- 佐伯市児童館連絡協議会研修会 児童館、児童クラブの職員を対象とし、アルソック職員による防犯研修会に参加し、不審者対応の対応に関する技術指導を受け、併せて、さすまたを購入するなど防犯対策を推進した。
- 乳幼児救急法 HOTホット広場事業の中で、佐伯市消暑の方々より心肺蘇生法や怪我をした際の応急処置の方法について教わった。

5. 運営委員会での指摘事項等があればその状況について

※活動の状況がわかるチラシ等があれば、参考に添付して下さい。

令和4年度 上浦児童館事業報告

(年 間)

| 月 | 事業名 | 内容 | 対象 | 参加予定人数 | 参加人数 | ガイドライン |
|------------------|-----------------------|---|-----------|--------|----------------------|----------------------|
| 4 | 5 春の遠足・備蓄庫見学 | 児童館から滝公園まで避難経路を確認しながら歩き浅海井地区の備蓄庫を見学させてもらう | 乳幼児親子～ | 15名 | 12名 | ①遊びによる子どもの育成他⑤・⑦ |
| | 26 母の日プレゼント制作 | ポンポンコースター作り（5月7日まで） | 幼稚園児～ | 15名 | | ①遊びによる子どもの育成他⑧ |
| 5 | 7 母の日プレゼント制作 | ポンポンコースター作り(7日まで) | 幼児親子～ | 15名 | 8名 | ①遊びによる子どもの育成他⑧ |
| | 14 魚つり | マリノ公園で魚つりをする | 小学生～ | 10名 | 9名 | ①遊びによる子どもの育成他⑥・⑧ |
| | 23 電車遠足 | 電車に乗ってつくみん公園に遠足 | 乳幼児親子～ | 15名 | 4名 | ①遊びによる子どもの育成他②・⑤・⑧ |
| 6 | 13 父の日プレゼント作り | 消しゴムハンコでペイントするうちわ作り(18日まで) | 幼稚園児～ | 15名 | 13名 | ①遊びによる子どもの育成他⑧ |
| | 16 ミニミニ運動会 | 乳幼児親子の運動会をする | 乳幼児親子 | 20組 | 18組40名 | ⑤子育て支援の実施他⑦ |
| | 24 4・5・6月生まれの誕生会 | 4～6月生まれの子どもの誕生会 | 乳幼児親子 | 7組 | 6組15名 | ⑤子育て支援の実施他⑥ |
| 7 | 21 滝遊び | 暁嵐の滝公園で泳ぐ | 乳幼児親子～ | 10名 | 21名 | ①遊びによる子どもの育成他⑤・⑦・⑧ |
| | 22 シーグラス制作 | シーグラスを使って絵を作る | 小学生～ | 15名 | 10名 | ①遊びによる子どもの育成他⑧ |
| | 25 スライム作り | スライムを作って遊ぶ | 幼稚園児～ | 10名 | 21名 | ①遊びによる子どもの育成他⑤⑧ |
| | 26 第1回陶芸教室 | 陶芸で自由に作品を作る | 小学生～ | 10名 | 6名 | ①遊びによる子どもの育成他⑥⑧ |
| | 28 トントン相撲大会 | レクリエーション道具のトントン相撲を使って遊ぶ | 幼稚園児～ | 10名 | 11名 | ①遊びによる子どもの育成他⑤⑧ |
| | 29 工作デー | ホールインワンゲームとぶんぶんゴマを作る | 幼稚園児～ | 10名 | 4名 | ①遊びによる子どもの育成他⑦・⑧ |
| 8 | 1 ハーバリウム作り | ハーバリウムの作り方を教わる | 小学生～ | 5名 | 4名 | ①遊びによる子どもの育成他⑧ |
| | 2 点鳥ゲーム | レクリエーション道具の点鳥ゲームを使って遊ぶ | 幼稚園児～ | 10名 | 6名 | ①遊びによる子どもの育成他⑤⑧ |
| | 5 生き物観察会 | 滝公園で番匠おさかな館の講師と生き物を捕まえて観察をする | 乳幼児親子～ | 10名 | 9名 | ①遊びによる子どもの育成他⑤・⑥・⑦・⑧ |
| | 8 マグネット作り | ピンクッション型のマグネット作り | 小学生～ | 8名 | 6名 | ①遊びによる子どもの育成他⑧ |
| | 9 海水浴・スイカ割り | マリノ公園の海で泳いだり、スイカ割りをする | 乳幼児親子～ | 15名 | 35名 | ①遊びによる子どもの育成他⑤・⑥・⑦・⑧ |
| | 10 大だるま落として遊ぶ | レクリエーション道具の大だるま落として遊ぶ | 小学生～ | 10名 | 7名 | ①遊びによる子どもの育成他⑧ |
| | 17 第2回陶芸教室 | 第1回で作った作品の色付け作業 | 第1回に参加した子 | 10名 | 6名 | ①遊びによる子どもの育成他⑥⑧ |
| | 18 スライム作り | スライムを作って遊ぶ | 乳幼児親子～ | 10名 | 20名 | ①遊びによる子どもの育成他⑤・⑧ |
| | 22 競馬でGO! | レクリエーション道具の競馬でGO!で遊ぶ | 小学生～ | 10名 | 7名 | ①遊びによる子どもの育成他⑧ |
| | 24 かき氷デー | 児童館の外でかき氷を食べる | 乳幼児親子～ | 10名 | 16名 | ①遊びによる子どもの育成他⑤⑧ |
| 27 防災について学ぼうin上浦 | 上浦地区社協と共催で防災について学ぶ学習会 | 乳幼児親子～ | 親子10組 | 7組15名 | ①遊びによる子どもの育成他③・⑤・⑥・⑦ | |
| 9 | 12 敬老の日プレゼント作り | 写真入りメッセージカード作りをする(17日まで) | 乳幼児親子～ | 20名 | 13名 | ①遊びによる子どもの育成他⑤・⑥・⑧ |
| | 9 7・8・9月生まれの誕生会 | 7～9月生まれの子どもの誕生会 | 乳幼児親子 | 7組 | 8組18名 | ⑤子育て支援の実施他⑥ |

| | | | | | | | |
|----|----|------------------|--|--------------|-----|-------|----------------------|
| 10 | 5 | 移動児童館 | 八幡小学校1～3年生へ工作セットの配布 | 小学生 | 50名 | | ⑥地域の健全育成の環境づくり他① |
| | 8 | 魚釣り | マリノ公園で魚釣りをする | 小学生～ | 10名 | 16名 | ①遊びによる子どもの育成他⑥・⑧ |
| | 22 | 生き物観察会 | 番匠おさかな館から児童館に生き物を持って来てもらって観察をする | 乳幼児親子～ | 15名 | 28名 | ①遊びによる子どもの育成他⑤・⑥・⑧ |
| 11 | 12 | 農道探検 | 上浦の農道約9キロをを秋を探しながら歩く | 小学生～ | 5名 | 参加者なし | ①遊びによる子どもの育成他⑥・⑧ |
| | 21 | にじりボン | 0歳の赤ちゃんとその親と中学生によるふれあい事業 | 乳幼児親子 中学生 | 5組 | 7組16名 | ⑤子育て支援の実施他③・⑥ |
| 12 | 8 | 10・11・12月生まれの誕生会 | 10～12月生まれの子どもの誕生会 | 乳幼児親子 | 7組 | 4組10名 | ⑤子育て支援の実施他⑥ |
| | 10 | クリスマス会 | 東雲バンドの演奏・ワイワイサークルによるダンス・バルーンアートの出し物を見る | 乳幼児親子～ | 50名 | 65名 | ①遊びによる子どもの育成他⑤・⑥・⑦・⑧ |
| | 12 | 昔の遊びをやってみよう | 地域の方にコマ回しやめんこの遊び方を教わる | 幼稚園児～ | 10名 | 2名 | ①遊びによる子どもの育成他②・⑥・⑦・⑧ |
| | 28 | 大掃除 | 館内の大掃除をする | 小学生～ | 10名 | 0名 | ①遊びによる子どもの育成他⑦ |
| 1 | 4 | たこあげ | たこに絵を描きマリノ公園でたこあげをする | 乳幼児親子～ | 10名 | 20名 | ①遊びによる子どもの育成他⑤・⑧ |
| | 6 | すごろく大会 | 大きなすごろくを作って子ども自身がコマになって進む | 幼稚園児～ | 10名 | 6名 | ①遊びによる子どもの育成他⑤・⑧ |
| 2 | 3 | 豆まき | 節分の由来の紙芝居を見て豆まきをする | 乳幼児親子～ | 15名 | 11名 | ①遊びによる子どもの育成他⑤・⑥・⑧ |
| 3 | 10 | 1・2・3月生まれの誕生会 | 1～3月生まれの誕生会をする | 乳幼児親子 | 7組 | 5組11名 | ⑤子育て支援の実施他⑥ |
| | 29 | お花見 | 児童館横の公園でお花見をする | 乳幼児親子～ | 15名 | 54名 | ①遊びによる子どもの育成他⑤・⑥・⑧ |

※児童館ガイドライン参考資料(第4章 児童館の活動内容)

- ①遊びによる子どもの育成 ②子どもの居場所の提供 ③子どもが意見を述べる場の提供 ④配慮を必要とする子どもへの対応
 ⑤子育て支援の実施(1.保護者の子育て支援 2.乳幼児の子育て支援 3.乳幼児と中・高校生世代などのふれあい体験の取組 4.地域の子育て支援)
 ⑥地域の健全育成の環境づくり ⑦ボランティア等の育成と活動支援 ⑧放課後児童クラブの実施と連携

令和4年度 上浦児童館事業報告

(通 年)

| 事業名 | 内容 | 実施回数 | 対象者 | 参加予定人数 | 1回あたりの平均参加人数 | ガイドライン4章 |
|-----------------------|---|------|----------------------|----------|--------------|----------------------|
| HOTホット広場 | 毎回1時間程度手芸などを母親と行いその間は子どもの託児を無料で職員が行う | 月1回 | 乳幼児親子 | 7組 | 3組7名 | ⑤子育て支援の実施他⑥ |
| ふぁみとれ | 平川美葵さんによる親子のトレーニング | 月1回 | 乳幼児親子 | 7組 | 3組4名 | ⑤子育て支援の実施他⑥ |
| スマイルキッズ | 平川美葵さんによる小学生向けのコーディネーショントレーニング | 月1回 | 小学生 | 10名 | 5名 | ①遊びによる子どもの育成他③・④・⑥・⑦ |
| ベビーマッサージ | 稲葉慶江さんによる赤ちゃんのマッサージ教室 | 月1回 | 乳幼児親子 | 7組 | 5組10名 | ⑤子育て支援の実施他⑥ |
| 親子リトミック教室 | 穴見淑美さんによる親子リトミック教室 | 月1回 | 乳幼児親子 | 7組 | 5組7名 | ⑤子育て支援の実施他⑥ |
| 避難訓練・安全点検 | 火災や地震などを想定した避難訓練を行うとともに遊具などの安全点検を行う | 月1回 | 乳幼児親子 | 10名程度 | 14名 | 7章子どもの安全管理・衛生管理 |
| プラ板工作 | プラ板に好きなイラストを描いてキーホルダーなどを作る | 月1回 | 来館者 | 10名程度 | 4名 | ①遊びによる子どもの育成他③・④・⑥・⑦ |
| 玄関を飾ろう | 毎月児童館玄関に飾る季節の飾りを作る | 月1回 | 乳幼児親子 幼稚園児 小学生 | — | — | ①遊びによる子どもの育成他⑤ |
| ゆずりはルーム なんでも相談室ほーぶ | 大分市児童家庭支援センター「ゆずりは」の相談員・心理士さんの相談会(個別・予約制) | 月1回 | 全般 | 佐伯市児童館全体 | — | ⑤子育て支援の実施他④ |
| 児童館だより発行 | 学校・地区回覧に配布 社協ホームページ掲載 | 月1回 | — | — | — | ⑥地域の健全育成の環境づくり他 |
| フェイスブック インスタグラムの公開 | 児童館だよりや活動の広報を行う | 随時 | — | — | — | ⑥地域の健全育成の環境づくり他 |
| 館内伝言板の活用 | 他の児童館だより・子育て情報などの掲示等 | 随時 | — | — | — | ⑥地域の健全育成の環境づくり他 |

※児童館ガイドライン参考資料(第4章 児童館の活動内容)

- ①遊びによる子どもの育成 ②子どもの居場所の提供 ③子どもが意見を述べる場の提供 ④配慮を必要とする子どもへの対応
 ⑤子育て支援の実施(1.保護者の子育て支援 2.乳幼児支援 3.乳幼児と中・高校生世代等とのふれあい体験の取組4.地域の子育て支援)
 ⑥地域の健全育成の環境づくり ⑦ボランティア等の育成と活動支援 ⑧放課後児童クラブの実施と連携

○佐伯市児童館条例

平成17年 3月 3日

条例第163号

改正 平成18年 3月29日条例第13号

平成21年 3月31日条例第13号

平成25年 9月30日条例第35号

平成25年12月27日条例第50号

平成26年 9月30日条例第27号

平成26年12月24日条例第37号

平成31年 3月29日条例第 4号

(設置)

第1条 本市は、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることによって、その健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設として児童館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 小型児童館

| 名称 | 位置 |
|----------|--------------------|
| 佐伯市佐伯児童館 | 佐伯市中の島3丁目13番21号 |
| 佐伯市上浦児童館 | 佐伯市上浦大字浅海井浦489番地10 |
| 佐伯市弥生児童館 | 佐伯市弥生大字上小倉1211番地 |

(2) その他児童館

| 名称 | 位置 |
|----------|--------------------|
| 佐伯市蒲江児童館 | 佐伯市蒲江大字蒲江浦5101番地25 |

(定義)

第3条 この条例において「児童」とは、本市内に居住するおおむね小学校の課程を修了するまでの者をいう。

(事業)

第4条 第2条各号の表に掲げる児童館（以下「児童館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童に健全な遊びの場を提供するとともに、必要に応じ集団的又は個別的な指導を行うこと。
- (2) 母親クラブ、児童クラブその他の児童の健全な育成を目的とする団体の活動の育成及び助長をすること。
- (3) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関すること
(佐伯市佐伯児童館及び佐伯市弥生児童館を除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、児童の健全な育成を図るため、市長が必要があると認める事業
(準用規定)

第5条 前条第3号の放課後児童健全育成事業の実施については、佐伯市放課後児童クラブ条例(平成18年佐伯市条例第12号)第7条から第13条までの規定を準用する。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、児童館の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務(第18条において「指定管理業務」という。)を行うものとする。

- (1) 第4条各号に規定する事業に関すること。
- (2) 児童館の施設(附属設備、器具等を含む。以下「施設」という。)及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童館の運営に関する業務のうち、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の管理指定期間)

第8条 指定管理者が児童館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日のときは、当該日)から起算して5年以内とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

(職員)

第9条 児童館に館長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第10条 児童館の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 佐伯市佐伯児童館 午前9時から午後6時まで
 - (2) 佐伯市上浦児童館及び佐伯市弥生児童館 午前8時30分から午後5時まで
 - (3) 佐伯市蒲江児童館 午前9時から午後5時30分まで
- (休館日)

第11条 児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (利用者の範囲)

第12条 児童館は、次に掲げるものが利用することができる。

- (1) 児童。ただし、乳幼児については、保護者が同伴する場合に限る。
 - (2) 母親クラブ、児童クラブその他の児童の健全育成を目的とする団体
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が児童館を利用させることが適当と認めるもの
- (利用の届出等)

第13条 児童館を利用しようとする者（乳幼児については、これに同伴する保護者）は、あらかじめ住所、氏名、年齢その他規則で定める事項を指定管理者に届け出なければならない。

2 前条第2号の団体が利用しようとする場合には、前項の規定にかかわらず、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、児童館の管理上必要な条件を付することができる。

3 前項の場合において、指定管理者は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童館を利用させないことができる。

- (1) その利用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が施設を滅失、損傷等させるおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、児童館の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は施設の利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 児童館の設置の目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要があると認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(使用料)

第16条 利用者（佐伯市上浦児童館を利用する者を除く。）は、別表の定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、本市内の団体等が児童の健全育成を目的として利用する場合の使用料は、無料とする。

(使用料の不還付)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 児童館の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。

(管理の基準)

第18条 指定管理者は、指定管理業務を第1条に規定する目的に沿って誠実に行わなければならない。

- 2 指定管理者は、指定管理業務を善良な管理者の注意をもって行わなければならない。
- 3 指定管理者が児童館の管理のため行う指示は、指定管理業務に必要な範囲内でなければならない。

(原状回復の義務等)

第19条 施設を滅失させ、又は損傷等させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(運営委員会)

第20条 児童館の適正な管理及び円滑な運営を図るため、佐伯市児童館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、児童館の適正な管理及び円滑な運営を図る観点から、児童館が行う事業について意見を述べるものとする。

(運営委員会の組織)

第21条 運営委員会に委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は、11人以内とし、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 主任児童委員
- (3) 児童健全育成団体代表
- (4) 教育関係代表
- (5) 児童館が所在する地区の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(運営委員会の会長及び副会長)

第22条 運営委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によって選任する。

(運営委員会の会議)

第23条 運営委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月3日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、合併前の佐伯市児童館の設置及び管理に関する条例（平成9年佐伯市条例第12号）、上浦町児童館の設置及び管理に関する条例（平成5年上浦町条例第3号）、弥生町児童館設置及び管理に関する条例（平成7年弥生町条例第2号）又は蒲江ふれあい児童館の設置及び管理に関する条例（平成15年蒲江町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月29日条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による改正前の佐伯市児童館条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の佐伯市児童館条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までの利用許可に係る旧条例の規定による使用料については、なお従前の例による。

4 施行日の前日において、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）による改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定による佐伯市上浦児童館の管理の委託は、施行日から平成18年8月31日までの間は、新条例の規定にかかわらず、なお旧条例の例による。

5 佐伯市上浦児童館の施行日以後はじめて指定する指定管理者の管理指定期間は、新条例第8条の規定にかかわらず、平成18年9月1日から平成23年3月31日までとする。

附 則（平成21年3月31日条例第13号）

この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第4条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第35号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第50号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 第4条、第5条、第15条、第17条、第18条、第24条、第25条、第27条から第32条まで、第35条、第37条から第46条まで、第56条、第60条、第66条及び第73条の規定による改正後の各条例の規定（使用料の額に係る部分に限る。）は、施行日以後の使用許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月30日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月24日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条、第10条、第14条、第20条、第25条から第28条まで、第31条、第55条から第57条まで、第62条、第64条、第66条から第70条まで及び第74条から第81条までの規定による改正後の各条例の規定（使用料の額に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第16条関係）

1 佐伯市佐伯児童館

| 区分 | 使用料 | | 備考 |
|-----|--------|------|---|
| | 単位 | 金額 | |
| 集会室 | 1時間につき | 320円 | 1 冷暖房を使用する場合は、1時間につき210円とする。 2 利用時間に1時間に満たない端数が生じる場合には、30分未満の端数は切り捨て、30分以上の端数は1時 |
| 遊戯室 | 1時間につき | 320円 | |

| | | | |
|--|--|--|-------|
| | | | 間とする。 |
|--|--|--|-------|

2 佐伯市弥生児童館

| 区分 | 単位 | 基本使用料 | 超過使用料 | 夜間使用料 | 備考 |
|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|---|--|--|
| 集会室 児童クラ ブ室 遊戯室 | (4 (時間 まで につ き) | (1,100円 1,100円 1,100円 につき) | (210円 4 時 間 を 超 え る と き 1 時 間 に つ き) | (210円 午 後 6 時 か ら 1 時 間 に つ き) | 1 冷暖房を使用する場合は、1時間につき550円を加算する。 2 ガス設備を使用する場合は、その実費を加算する。 3 休館日に利用する場合は、使用料の2割を加算する。 4 弥生振興局内に住所を有しない者が利用する場合は、料金の3割を加算する。 |

3 佐伯市蒲江児童館

| 区分 | 使用料 | 備考 |
|---------------------------------------|---|--|
| ふれあいルーム プレイルーム クラブルーム及びオーディオルーム | 1時間につき 320円 1時間につき 320円 1時間につき 320円 | 1 冷暖房を使用する場合は、1時間につき使用料の5割に相当する額を加算する。 2 利用許可を受けた時間を超えて利用する場合は、超過1時間(1時間に満たないときは1時間とする。)につき当該1時間当たりの使用料を加算する。 |

○佐伯市児童館条例施行規則

平成17年3月3日

規則第96号

改正 平成18年3月29日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐伯市児童館条例（平成17年佐伯市条例第163号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録又は利用の申請)

第2条 条例第13条第1項の規則で定める事項は、児童の性別、生年月日、所属及び緊急連絡電話番号とする。

2 条例第13条第1項の規定による児童館の利用の届出は、児童館利用者登録申請書（様式第1号）を毎年4月20日までに条例第6条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出し、利用者登録を受けることによって行うものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 条例第13条第2項の規定により児童館の利用の許可を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、児童館利用許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項の場合において、指定管理者が認める簡易な利用については、児童館備付けの児童館利用申込簿に所定の事項を記入することにより、同項の申請書の提出に代えることができる。

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、条例第13条第2項の規定により児童館の利用を許可するときは、児童館利用許可書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第4条 条例第13条第1項の規定による届出をした者又は同条第2項の許可を受けた団体は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物を持ち込まないこと。
- (2) 施設内において、許可を受けずに物品の販売若しくは陳列をし、又は看板その他の広告物の掲示若しくは配布をしないこと。
- (3) 利用を終了したときは、施設内を整理・整頓すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上の必要から指定管理者が行う指示に従うこと。

(事業計画及び事業報告)

第5条 指定管理者は、児童館の適正な管理及び運営を図るため佐伯市児童館運営委員会の意見を聴き、毎年4月末日までに児童館運営事業計画を策定し、及び毎年5月末日までに児童館実績報告書を作成して市長に提出するものとする。

(帳簿等の備付け)

第6条 児童館には、次に掲げる帳簿等を備え付けるものとする。

- (1) 利用許可台帳
- (2) 児童館日誌
- (3) 業務日誌
- (4) 利用者登録台帳
- (5) 会計管理に関する帳簿
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な帳簿

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、児童館の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐伯市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年佐伯市規則第14号）、上浦町児童館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成5年上浦町規則第3号）、弥生町児童館設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年弥生町規則第13号）又は蒲江町ふれあい児童館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年蒲江町規則第13号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月29日規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の佐伯市児童館条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の佐伯市児童館条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

児童館利用者登録申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住所
氏名 ㊟
緊急連絡電話番号

児童館利用のため登録を受けたいので、申請します。

| お子さんの氏名 | ふりがな | 性別 | 生 年 月 日 | 満年齢 | 所 属 |
|---------|---|----|---------|-----|-----|
| | | | 年 月 日生 | | |
| | | | 年 月 日生 | | |
| | | | 年 月 日生 | | |
| | | | 年 月 日生 | | |
| 備 考 | 1 年度児童安全共済制度(保険)に加入しますので、利用されるお子さんは、 正確に記入してください。 2 保険料は、児童館で負担します。 | | | | |

様式第2号(第2条関係)

児童館利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所
氏名又は団体名
代表者名 ㊦
電話番号

次のとおり児童館を利用したいので、佐伯市児童館条例第13条第2項の規定により申請します。

なお、利用に当たっては、佐伯市児童館条例施行規則の規定を守ります。

| | | | |
|---------|---------------------------|-------------|---|
| 利 用 目 的 | | | |
| 利用予定人員 | 人 | | |
| 利 用 日 時 | 月 日 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで | | |
| 利 用 施 設 | | | |
| 冷暖房の使用 | 要 | 時 分から 時 分まで | 否 |
| 備考 | | | |

様式第3号(第3条関係)

児童館利用許可書

年 月 日

住 所
氏 名 様

指定管理者 印

佐伯市児童館の利用を次のとおり許可します。

| | |
|--|---------------------------|
| 利 用 目 的 | |
| 利用予定人員 | 人 |
| 利 用 日 時 | 月 日 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで |
| 利 用 施 設 | |
| 冷暖房の使用 | 要 (時 分から 時 分まで) ・ 否 |
| 使 用 料 | 円 |
| 許可条件 1 佐伯市児童館条例施行規則の規定を守ること。 2 施設内における事故又は所持品の盗難等については、一切責任を負いません。 | |

(係)

(別紙)

「児童館ガイドライン」

第1章 総則

1 理念

児童館は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。

2 目的

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

3 施設特性

(1) 施設の基本特性

児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

- ① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ② 子どもが遊ぶことができる。
- ③ 子どもが安心してくつろぐことができる。
- ④ 子ども同士にとって出会いの場になることができる。
- ⑤ 年齢等の異なる子どもが一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
- ⑥ 子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

(2) 児童館における遊び

子どもの日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。子どもはそれぞれの場で人やものに関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。

(3) 児童館の特性

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを踏まえた児童館の特性は以下の3点である。

① 拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点（館）である。

子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。

② 多機能性

児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

③ 地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

4 社会的責任

- (1) 児童館は、子どもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。
- (2) 児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (3) 児童館は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- (4) 児童館は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第2章 子ども理解

本章では、児童館の対象となる子どもの発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めることが求められる。

1 乳幼児期

乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定す

るとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。

2 児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期の子どもは、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

おおむね6歳～8歳には、読み・書き・計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一方で、幼児期の特徴を残している。大人に見守られる中で努力し、自信を深めていくことができる。

おおむね9歳～10歳には、抽象的な言語を用いた思考が始まり、学習面でのつまずきもみられ始める。同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとする。

おおむね11歳～12歳には、知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになる。思春期・青年期の発達的特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や仲間集団の構成が変化し始める。自立に向けて少人数の仲間ができ、個人的な関係を大切に始める。

3 思春期

13歳から18歳は、発達の時期区分では思春期であり、自立へ向かう時期である。この時期の大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高校生等の子ども（以下「中・高校生世代」という。）が集い、お互いの気持ちを表現し合うことにより、自分と仲間に対して信頼と安心を抱き、安定した生活の基盤を築くことができる。

文化的・芸術的活動、レクリエーション等に、自らの意思で挑戦することを通して、成長することができる。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添い、話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯定感の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。

第3章 児童館の機能・役割

本章では、児童館の理念と目的に基づく機能・役割を5項目に区分して示している。この章は、第4章の活動内容と合わせて理解することが求められる。

1 遊び及び生活を通じた子どもの発達の増進

子どもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用す

る。その中で、子どもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、自主性、社会性、創造性などを育てていく。

児童厚生員は、子ども一人ひとりと関わり、子どもが自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、子どもの遊びや日常の生活を支援していく。

特に遊びの場面では、児童厚生員が子どもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、子ども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。

そのため、児童厚生員は一人ひとりの子どもの発達特性を理解し、遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めることが求められる。

2 子どもの安定した日常の生活の支援

児童館は、子どもの遊びの拠点と居場所となることを通じて、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、子どもの安定した日常の生活を支援することが大切である。

児童館が子どもにとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れた子どもが「来てよかった」と思え、利用している子どもがそこに自分の求めている場や活動があって、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れる子どもの心理と状況に気付き、子どもと信頼関係を築く必要がある。

3 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。その際、児童館を利用する子どもや保護者の様子を観察することや、子どもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。

4 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。

さらに、地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。

5 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもの健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

その際、地域の子どもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。

第4章 児童館の活動内容

本章では、第3章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を8項目に分けて示している。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、子どもや地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれる。

1 遊びによる子どもの育成

- (1) 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。
- (2) 児童館は、子どもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。
- (3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

2 子どもの居場所の提供

- (1) 児童館は、子どもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。
- (2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。
- (3) 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。

3 子どもが意見を述べる場の提供

- (1) 児童館は、子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見が尊重されるように努めること。
- (2) 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるようにすること。
- (3) 子どもの話し合いの場を計画的に設け、中・高校生世代が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- (4) 子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

4 配慮を必要とする子どもへの対応

- (1) 障害のある子どもへの対応は、障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力

できるよう活動内容や環境について配慮すること。

- (2) 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- (3) 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。
- (4) 子どもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。
- (5) 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (6) 子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な支援を行うこと。
- (7) 障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮に努めること。

5 子育て支援の実施

(1) 保護者の子育て支援

- ① 子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。
- ② 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
- ③ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。
- ④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。

(2) 乳幼児支援

- ① 乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。
- ② 子育て支援活動の実施に当たっては、子どもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的に実施することにより、子どもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。

(3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組

- ① 子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、子どもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等の子どもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。
- ② 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて子どもを生み育てることの意

義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。

- ③ 実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や母親クラブ等との連携を図りつつ行うこと。

(4) 地域の子育て支援

- ① 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。
- ② 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。
- ③ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

6 地域の健全育成の環境づくり

- (1) 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- (2) 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。
- (3) 子どもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。
- (4) 地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

7 ボランティア等の育成と活動支援

- (1) 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。
- (2) 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- (3) 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。
- (4) 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努めること。

8 放課後児童クラブの実施と連携

- (1) 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）及び放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。
 - ① 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう

遊びや活動に配慮すること。

- ② 多数の子どもが同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。
 - ③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- (2) 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫をすること。

第5章 児童館の職員

本章では、すべての児童館職員に関わる児童館活動及び運営に関する主な業務と館長、児童厚生員のそれぞれの職務について示すとともに、児童館の社会的責任に基づく職場倫理のあり方と運営内容向上のための研修等について記述している。児童館職員は、児童福祉施設としての特性を理解して、職務に取り組むことが求められる。

1 児童館活動及び運営に関する業務

- (1) 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。
- (2) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。
- (3) 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。
- (4) 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。
- (5) 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。
- (6) 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。
- (7) 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。

2 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- (1) 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括する。
- (2) 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにする。
- (3) 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努める。
- (4) 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図る。
- (5) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。
- (6) 必要に応じ子どもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

3 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。なお、子どもや保護者と関わる際には、利用者の気持ちに寄り添った支援が求められる。

- (1) 子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。

- (2) 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の主体的な成長を支援する。
- (3) 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- (4) 地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- (5) 児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町村や児童相談所と協力する。
- (6) 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。
- (7) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。

4 児童館の職場倫理

- (1) 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- (2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
 - ① 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
 - ② 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
 - ③ 子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
 - ④ 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
 - ⑤ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- (3) 子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。
- (4) 明文化された児童館職員の倫理規範を持つこと。

5 児童館職員の研修

- (1) 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。
- (2) 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。
- (3) 市町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、館長、児童厚生員等の経験に応じた研修内容にも配慮すること。
- (4) 研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。

第6章 児童館の運営

本章では、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。）等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。児童館の運営主体は、本ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められる。

1 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

- (1) 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。
 - ① 静養室及び放課後児童クラブ室等
 - ② 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等
 - ③ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等
- (2) 乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。

2 運営主体

- (1) 児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。
- (2) 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、可能な限り第三者評価を受けることが望ましい。
- (3) 市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

3 運営管理

(1) 開館時間

- ① 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。
- ② 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

(2) 利用する子どもの把握・保護者との連絡

- ① 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。
- ② 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

(3) 運営協議会等の設置

- ① 児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。
- ② 子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 運営協議会等は、年間を通して定期的開催する他、臨時的に対応すべき事項が生

じた場合は、適宜開催すること。

(4) 運営管理規程と法令遵守

- ① 事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報等の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。
- ② 運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組織的に取り組むこと。
 - ア 子どもや保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重と子どもの権利擁護
 - イ 虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
 - ウ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱の禁止
 - エ 業務上知り得た子どもや家族の秘密の守秘義務の遵守
 - オ 関係法令に基づく個人情報の適切な取扱、プライバシーの保護
 - カ 保護者への誠実な対応と信頼関係の構築
 - キ 児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積むことによる、事業内容の向上
 - ク 事業の社会的責任や公共性の自覚

(5) 要望、苦情への対応

- ① 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。
- ② 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作ること。

(6) 職員体制と勤務環境の整備

- ① 児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められるため、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。
- ② 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、また、職員が健康・安全に勤務できるよう、健康診断の実施や労災保険、厚生保険や雇用保険に加入するなど、その勤務環境の整備に留意すること。また、安全かつ円滑な運営のため、常に児童厚生員相互の協力・連携がなされるよう配慮すること。

第7章 子どもの安全対策・衛生管理

本章では、児童館における事故やケガの防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述している。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれている。

1 安全管理・ケガの予防

(1) 事故やケガの防止と対応

子どもの事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと。

(2) 施設・遊具の安全点検・安全管理

- ① 日常の点検は、安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日実施すること。その安全点検の対象には、児童館としての屋外活動も含まれる。
- ② より詳細な点検を定期的に行うこと。定期的な点検に当たっては、記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応すること。
- ③ 子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにすること。

(3) 事故やケガの緊急時対応

- ① 緊急時の連絡先(救急車他)や地域の医療機関等についてあらかじめ把握して、職員全員で共有する。緊急時には速やかに対応できるようマニュアルを作成し、それに沿った訓練を行うこと。
- ② 子どものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED(自動体外式除細動器)、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めること。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、AEDの設置が望ましい。
- ③ 事故やケガの発生時には、直ちに保護者への報告を行うこと。
- ④ 事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町村に報告すること。

2 アレルギー対策

(1) アレルギー疾患のある子どもの利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。

(2) 児童館で飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。特に、食物アレルギーについては、子どもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。

3 感染症対策等

(1) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。

(2) 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。なお、子どもの感染防止のために

臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

4 防災・防犯対策

(1) マニュアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

(2) 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置（学校 110 番・非常通報体制）や消火設備等（火災報知機、消火器）を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備すること。

(3) 地域ぐるみの安全確保

来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。この際、平成 30 年 7 月に発出した「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」を参考にすることが有効である。

(4) 災害への備え

災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるように努めること。

5 衛生管理

(1) 子どもの感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。

(2) 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮すること。

(3) 行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。

第 8 章 家庭・学校・地域との連携

本章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関等と連携する際の留意事項を記述している。児童館は、地域の子どもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、子どもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められる。

1 家庭との連携

(1) 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。

(2) 子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭とともに、学校、

子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。

- (3) 上記の場合には、必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげるようにすること。

2 学校との連携

- (1) 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。
- (2) 児童館や学校での子どもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。
- (3) 災害や事故・事件等子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

3 地域及び関係機関等との連携

- (1) 児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。
- (2) 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- (3) 子どもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、母親クラブ、各種ボランティア団体等地域の子どもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。
- (4) 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。
- (5) 児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室との連携を図ること。

第9章 大型児童館の機能・役割

設置運営要綱等に基づく大型児童館には、小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する「A型児童館」と、小型児童館の機能に加えて、子どもが宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「B型児童館」がある。

本章では、これらを含めて子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるために必要な事項について記述している。

1 基本機能

大型児童館は、小型児童館及び児童センターの機能・役割に加えて、固有の施設特性を有し、子どもの健全育成の象徴的な拠点施設である。また、大型児童館の中には、他の機能を有する施設との併設等その構造や運営に多様なところがあるが、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮され、子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるようにすることが求められる。

なお、小型児童館及び児童センターは、子どもが利用しやすいよう子どもの生活圏内に設置されることが望まれるが、都道府県内全域に整備されていない地域にあつては、大型児童館が移動児童館として機能を発揮するなどして、児童館のない地域の子どもの遊びの機会を提供することが望ましい。

2 県内児童館の連絡調整・支援

県内児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中核的機能を十分に発揮するために、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館の情報を把握し、相互に利用できるようにすること。さらに、県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の機能性を向上し充実を図ること。
- (2) 県内児童館の運営等を指導するとともに、児童厚生員及びボランティアを育成すること。
- (3) 県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。
- (4) 県内児童館の館長や児童厚生員等職員の研修を行うこと。
- (5) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。
- (6) 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図り、その事務局等を置くこと。
- (7) 大型児童館の活動の質を高めるために、積極的に全国的な研修等への参加機会を確保するとともに、都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換を行うこと。

3 広域的・専門的健全育成活動の展開

都道府県内の健全育成活動の水準を維持向上するために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くの子どもが遊びを体験できるようにその普及を図ること。
- (2) 県内児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に努めること。
- (3) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等を公開すること。
- (4) 県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、計画的に活用すること。
- (5) ホールやギャラリーなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、子ども向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。

※ 用語等について

- ・ 「地域組織活動」とは、母親クラブ、子育てサークル等、子どもの健全な育成を図るための地域住民の積極的参加による活動をいう。
- ・ 「放課後児童クラブ」とは、法第6条第3項の2に規定する「放課後児童健全育成事業」をいう。
- ・ 大型児童館については、設置運営要綱において3つの類型が示されているが、本ガイドラインでは「A型児童館」及び「B型児童館」について記述している。

